

# 東京都シルバーパスのご案内

70歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、都電、都民営バスなどを利用できる「東京都シルバーパス」を購入することができます。有効期限は発行日から平成25年9月30日までです。

## 購入方法

満70歳になる月の初日から、最寄りのシルバーパス発行窓口「別表1参照」で手続きができません。

## 費用・提示の必要なもの

別表2のとおり  
税制改正に伴う費用負担の経過措置実施について

平成25年度の住民税が「課税」の方であっても、平成24年中の合計所得金額が125万円以下であれば経過措置の対象となり、千円でパスを購入入できます。

ただし、平成24年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できる書類の

別表1 東京都シルバーパス発行窓口

発行窓口	住所(電話番号)	取扱時間
「馬喰横山駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋横山町4-13 都営新宿線駅構内 ☎(3661)4562	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時
「日本橋駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋1-13-1 都営浅草線駅構内 ☎(3278)9585	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
「東京駅丸の内南口」都バス定期券発売所	千代田区丸の内2-7 都バス操車場内 ☎(3212)8685	月～金曜日(祝日を除く) 午前11時30分～午後7時30分
「新橋駅」都営地下鉄定期券発売所	港区新橋2-21-2 都営浅草線駅構内 ☎(3574)9898	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
「門前仲町駅」都営地下鉄定期券発売所	江東区門前仲町2-5-2 都営大江戸線駅構内 ☎(5245)3726	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時

◎年末年始の営業時間は変更になりますので、それぞれの発行窓口にお問合せください。

別表2 費用・提示の必要なもの

本人の平成25年度住民税	本人の平成24年度合計所得金額	費用	提示の必要なもの
非課税の方		1,000円	① 住所・氏名・生年月日が確認できるもの(「健康保険証」、「運転免許証」、「住民基本台帳カード(写真付)」など) ② 住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア 平成25年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄が「1」「2」「特例3」「3」「特例4」「4」のいずれかの段階が記載されたもの) イ 平成25年度住民税非課税証明書 ウ 生活保護受給証明書 ③ 4月～6月ごろまでは平成24年度のもので確認
課税の方	125万円以下の方(経過措置対象者)		① 住所・氏名・生年月日が確認できるもの(「健康保険証」、「運転免許証」、「住民基本台帳カード(写真付)」など) ② 平成24年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) エ 平成25年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄が「5」の段階が記載されたもの) オ 平成25年度住民税課税証明書 ③ 4月～6月ごろまでは平成24年度のもので確認
課税の方		※10,255円	① 住所・氏名・生年月日が確認できるもの(「健康保険証」、「運転免許証」、「住民基本台帳カード(写真付)」など)

※平成25年4月～9月発行分費用  
所得確認書類についての注意事項  
◎「ア」および「エ」の「平成25年度介護保険料納入(決定)通知書」について  
・介護保険料納入(決定)通知書は、6月ごろに区から送付されます。  
・再発行はできませんので、お手元がない場合は「住民税(非)課税証明書」をご用意ください。  
◎「イ」および「オ」の「平成25年度住民税(非)課税証明書」について  
・区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月10日(月)以降発行します。  
・6月初旬の平成25年度住民税賦課決定までは、平成24年度住民税(非)課税証明書等により確認します。  
◎「住民税(非)課税証明書」をご利用の方で、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課係で申告の手続きが必要です。

提示が必要です。

なお、平成25年度住民税(非)課税証明書は6月10日(月)以降に発行できます。

- ※問合せ先  
・シルバーパスの発行について  
(二社)東京バス協会シルバーバス専用電話 ☎(5308)6950  
・介護保険料納入(決定)通知書については  
介護保険課介護支援係 ☎(3546)5270
- ・住民税(非)課税証明書の発行については  
税務課課税係 ☎(3546)5641
- ・申告の手続きについては  
税務課課税係 ☎(3546)5270

# 中央区保健医療福祉計画推進委員会の委員募集

区では、保健・医療・福祉施策を計画的に推進するため中央区保健医療福祉計画を策定しています。現在は平成24年3月に改訂した「第三次中央区保健医療福祉計画(改訂)」に基づき施策を展開していますが、現在の計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに社会情勢の変化や区民ニーズを反映した新たな計画を策定するため、学識経験者や医療・福祉関係者などで構成する「中央区保健医療福祉計

画推進委員会」を設置し、検討を行います。  
この委員会で区民の皆さんとともに現状を確認し、より良い保健・医療・福祉施策を構築していくため、区民の皆さんの参画をお願いしています。

つきましては、次の要領で委員を募集しますので、皆さんからの応募をお待ちしています。  
**応募資格・募集人員**  
区の保健・医療・福祉の向

上に意欲をお持ちの区内在住者  
・40歳から64歳までの方 1名  
・65歳以上の方 1名  
**任期**  
平成25年7月～平成28年7月(予定)  
**申込方法**  
5月8日(必着)までにテーマについて、日頃感じていることや意見などを800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職歴(ボランティア活動歴などを含む)を明記の上、郵送または持参して申込む。

区に意欲をお持ちの区内在住者  
・40歳から64歳までの方 1名  
・65歳以上の方 1名  
**任期**  
平成25年7月～平成28年7月(予定)  
**申込方法**  
5月8日(必着)までにテーマについて、日頃感じていることや意見などを800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職歴(ボランティア活動歴などを含む)を明記の上、郵送または持参して申込む。

区に意欲をお持ちの区内在住者  
・40歳から64歳までの方 1名  
・65歳以上の方 1名  
**任期**  
平成25年7月～平成28年7月(予定)  
**申込方法**  
5月8日(必着)までにテーマについて、日頃感じていることや意見などを800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職歴(ボランティア活動歴などを含む)を明記の上、郵送または持参して申込む。

区に意欲をお持ちの区内在住者  
・40歳から64歳までの方 1名  
・65歳以上の方 1名  
**任期**  
平成25年7月～平成28年7月(予定)  
**申込方法**  
5月8日(必着)までにテーマについて、日頃感じていることや意見などを800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職歴(ボランティア活動歴などを含む)を明記の上、郵送または持参して申込む。

# 高齢者の無料職業紹介所 「シルバーワーク中央」をご利用ください

「シルバーワーク中央」は中央区社会福祉協議会が運営する高齢者無料職業紹介所です。おおむね55歳以上の方を対象に、フルタイム勤務から短期およびパートタイムまで、多様な求人情報の提供や、就労に関する相談、職業紹介を行っています。

お仕事を探している方へ  
シルバーワーク中央に求職登録をすると、地元企業をはじめ、(公財)東京しごと財団  
などとの連携により常時2千件以上の求人票を閲覧できます。相談員が求職の申込みから就職まで、きめ細かくお手伝いします。  
働き手をお探しの事業主の方へ  
企業、団体など、業種を問わず求人のお申込みをお受けしています。  
豊かな経験・意欲を持った人材をお探しの方、ぜひご相談ください。

# 分譲マンション共用部分改修費用の助成制度をご利用ください

大切なマンションの資産価値を維持し、建物や設備を長く快適に使うためには、定期的な大規模修繕工事を行う必要があります。しかし、修繕工事には多額の費用がかかります。

中央区都市整備公社では、管理組合が共用部分の改修工事や防災対策工事を行う場合に、設計費用や工事費用の一部を一定の限度額の範囲内で助成しています。  
**対象**  
次の要件全てを満たすこと  
・区内の分譲マンションであること  
・建築時において、建築基準法その他関係法令に適合していること  
・築20年以上経過し、現在住宅として使用していること  
**対象となる工事**  
・壁面の改修  
・鉄部の塗装・取替え  
・屋上・バルコニー・外部共用廊下の防水  
・給排水管の更正・取替え  
・防災対策工事  
・受水槽・高架水槽の耐震型への取替え  
・受水槽・高架水槽への感震器連動型止水弁の設置  
・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置  
・昇降機耐震設計・施工指針(2009年版)に基づくエレベーターの耐震改修工事  
・防火水槽の設置  
**助成額**  
助成対象部分にかかる設計費×3分の2  
工事費用 助成対象工事費×10%×3分の2  
**助成限度額**  
設計費用 10年間で100万円  
工事費用 10年間で1千万円  
(ともに申請は、10年間で2回まで可)  
◎マンション内に店舗や事務所など住宅以外の用途のものがある場合には、住宅にかかる部分(面積按分による)の設計費および工事費が助成対象となります。  
**申込の要件**  
・管理組合の総会で改修を行うことが決議されていること  
・管理組合の総会で改修に要する費用についての予算案が承認されていること  
◎工事着手のおおむね2カ月前までに申込んでください。  
※申込(問合せ)先  
中央区都市整備公社 ☎(3561)5191